

令和2年度 学校経営の重点目標

日本国憲法および教育基本法の基本理念に基づき、全教職員の積極的な協力体制の下、児童や地域の実態をふまえて、本校の教育目標の実現を図る。

(1) 教育方針

- ・自ら学び、学び合う諸福小児童の育成
- ・人権を尊重し、自他の命を大切にする諸福小児童の育成
- ・規則正しい生活をし、元気に登校できる諸福小児童の育成

(2) 重点目標

① 確かな学力の育成（考える子の育成）

すべての児童に学習指導要領のねらいとする基礎・基本の確実な定着と自ら学び自ら考えるなどの「確かな学力」の育成を図る。

- ・すべての児童にとって「わかる・できる・学習意欲がわく授業」をめざし、日々の授業を大切に、基礎・基本の学力の確実な定着を図る。
- ・授業力向上学校支援チームの指導のもと、「学び合う授業づくり」・「ユニバーサルデザイン」の観点を取り入れた授業づくりの組織的な研究体制を確立し、学校全体でより一層の授業の質の向上に不断に取り組む。
- ・今年度も、言語能力の確実な育成をめざし、特に国語科の研究を行い、「文章や資料から読みとったことをもとに、自分の考えや思いを表現する力を育てる」のテーマのもと、児童一人ひとりが「わかる」「できる」ことにこだわり、どの児童も楽しく意欲的に取り組める授業をめざし、研究を進める。
- ・学力向上の観点から、「付けたい力」自信を持って音読ができ、文章の内容を正しく読み取り、課題に正対した考えを表現する力を付けていく。
- ・全国学力・学習状況調査や大東市共通到達度確認テスト等を活用して、児童の学習の

- ・ 状況を詳細に把握し、学力向上委員会を中心に、具体的・効果的な学力向上の取り組みを組織的に行う。
- ・ 各種ICT機器を積極的に活用する等、多様な学習環境づくりに努める。算数科では習熟度別指導など少人数授業を実施し、児童一人ひとりが達成感を得ることができ、授業づくりを進める。
- ・ 「学習のきまり」「家庭学習の手引き」「宿題忘れゼロ週間」の取り組みを通して、学習規律の徹底や家庭と連携した学習習慣の定着に努める。
- ・ 朝の学習や読書を計画的に行い、学習の基盤づくりを図る。また、大東市学校図書館担当職員を活用して、学校図書館の読書センター、学習センター、情報センターとしての機能を強化し、児童の読書活動を推進する。
- ・ AETや地域人材等と連携して外国語活動の充実を図り、「話す・聞く」を中心に積極的にコミュニケーションを図ることができる態度を養う。また、英語教育推進事業による小学校英語教育6カ年プログラム『DREAM』を活用した外国語教育を研究・推進する。特に3年生から6年生までの外国語加配教員による英語教育の充実を図る。

② 心の教育と生活指導の充実（心豊かな子の育成）

あらゆる教育活動を通じて、子どもたちが相互に気持ちを伝え合う環境を醸成するとともに、互いに認め合い、「命を大切に作る心」や自尊感情を育てる取り組みを進める。

- ・ 道徳教育の全体計画及び「道徳の時間」の年間指導計画に基づき、教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図る。また、「特別の教科 道徳」の全面実施に伴い、教科書に基づいて児童が道徳的価値及び自己や人間としての生き方の自覚を深められるよう指導する。
- ・ 家庭や地域社会との連携を図りながら、異世代交流活動、ボランティア活動や自然体験活動等の豊かな体験を通して、児童の内面に根ざした道徳性の育成を図る。
- ・ 小中連携による9年間を見通したキャリア教育に係る全体計画のもと、児童が望ましい勤労観・職業観を育み、将来社会人として自立し、主体的に進路を選択できるよう、教育活動全体を通じて、発達段階に応じたキャリア教育の推進に努める。
- ・ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、合理的配慮について

- ・適切に対応するとともに校内で共有を図り、保護者・関係機関・学校が連携し、
- ・「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成と効果的な活用を推進する。
- ・すべての児童にとってお互いの人権が尊重され、自分の存在感・所属意識が感じられる集団づくりに努める。
- ・あいさつや返事、時間を守る、言葉遣い等、基本的な生活習慣の確立を図る。
- ・清掃活動等を通して、働くことの喜びを知り、積極的に奉仕活動等に取り組む態度を養う。
- ・同和問題、男女平等、障がい者理解教育等の様々な人権問題を取り上げ、豊かな人権感覚を養い、適正に判断して行動できる児童の育成に努める。
- ・「いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得る」という認識に立ち、「諸福小学校いじめ防止基本方針」のもと、エンパワメントの手法や「いじめ対応プログラム」等を活用して、未然防止や早期発見・解決に努める。
- ・長欠・不登校児童の減少、児童虐待の防止に向けて、日頃から児童の状況の把握に努めるとともに、機を逸することなく家庭訪問を行う等、きめ細やかで適切な対応を図る。また、特別委員会等のケース会議の実施や関係機関との連携を図る。

③ 健康教育の充実と体力づくりの推進（たくましく生きる子の育成）

- ・体育活動に係る事故防止に万全を期した上で、「新体力テスト」等で児童の体力の状況を把握し、体育の授業や体育的行事等を通して、自ら進んで運動に親しむ態度と体力の向上を図る。
- ・けがの防止、病気の予防、心の健康問題等の指導を通して、健康な体をつくり、命を大切にすることの子の育成を図る。
- ・「食育」のカリキュラム作成を行い、指導の充実を図るとともに保護者への啓発活動を推進する。
- ・薬物乱用防止やネット犯罪防止、非行防止教室等、児童の健全育成のための取り組みを積極的に推進する。

④ 開かれた学校づくりの推進

- ・学校・家庭・地域は、それぞれがその役割を果たし、互いに連携して教育にあたる開かれた学

校づくりを進める。様々な機会を通じて、家庭の教育力を高めるための情報提供や連携のための交流活動を工夫する。学級・学年通信、学校便りの定期的な発行、ホームページでの発信など保護者・地域への情報を伝える機会を工夫し、連携を図る。

- ・ 地域教育協議会を中心に、幼・小・中・地域諸団体との連携を図り、諸福地域の教育力の向上と児童生徒の健全育成に努める。
- ・ 学校・家庭教育アンケートを実施し、保護者・児童の意見及び評価を参考にして、本校の実態に即した教育活動の展開に努める。
- ・ 地域、保護者との協同を図るため学校協議会を設置し、開かれた学校づくりを推進する。

⑤ 安全で美しい学校づくりの推進

- ・ 学校施設・設備は定期的(毎月15日)に安全点検を行い、児童の安全確保に努める。
- ・ 不審者の侵入を防止するために、校内巡視や来校者の名札着用、防犯ブザーの常時携帯や防犯訓練等を実施し、児童の安全確保を図る。また、防犯教室を行い、児童一人ひとりに危険回避能力を育成する。
- ・ 情操教育の観点から各教室、花壇等を含めた学校環境の整備と美化に取り組み、美しい学校づくりに努める。

7月・8月の主な行事（予定が変更の場合もあります）

6日(月) 児童集会 PTA 企画委員会	23日(木) 海の日
7日(火) 40分×7時間授業(1年生5時間) 6年生視力検査	24日(金) スポーツの日
8日(水) 5年生視力検査	27日(月) 期末懇談4時間授業(希望制) 1年生聴力検査
9日(木) 4年生視力検査	28日(火) 期末懇談4時間授業(希望制)
10日(金) 尿検査二次 諸費引落日	29日(水) 地区集会
13日(月) 読み聞かせ 3年生視力検査	31日(金) 終業式 5時間授業 給食あり
14日(火) 40分×7時間授業(1年生5時間) 2年生視力検査	8月 1日(土)～19日(水) 夏季休業日
15日(水) 1年生視力検査	13日(木)～15日(土) 学校閉庁日
16日(木) 5年生林間学習説明会15:45分	20日(木) 始業式 4時間授業 給食あり
17日(金) 尿検査二次予備	25日(火) 40分×7時間授業(1年生5時間)
18日(土) 登校日40分×4時間給食なし	31日(月) 委員会
20日(月) 5年生聴力検査	
21日(火) 40分×7時間授業(1年生5時間) 3年生聴力検査	
22日(水) 2年生聴力検査 期末懇談4時間授業(希望制)	

